

ユニット型特別養護老人ホーム 高麓 利用料金表

①		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用料金(単位数) +加算 +介護職員処遇改善加算 (合計単位数の8.3%) +特定処遇改善加算 (合計単位数の2.7%) +バースアップ等支援加算 (合計単位数の1.6%)	単位数 (1日あたり)	670単位	740単位	815単位	886単位	955単位
	自己負担額(月額) (単位数× 10.14)	26,549円	28,947円	31,516円	33,948円	36,312円

※加算は入居者の身体状態や状況により増減します。

※負担割合証1割の場合

②	利用者負担段階	日額	月額
2.居住費に係る 自己負担額 (保険外)	利用者負担額第1段階	820円	24,600円
	利用者負担額第2段階	820円	24,600円
	利用者負担額第3段階①	1,310円	39,300円
	利用者負担額第3段階②	1,310円	39,300円
	上記以外の方	2,800円	84,000円

③	利用者負担段階	日額	月額
3.食費に係る 自己負担額 (保険外)	利用者負担額第1段階	300円	9,000円
	利用者負担額第2段階	390円	11,700円
	利用者負担額第3段階①	650円	19,500円
	利用者負担額第3段階②	1,360円	40,800円
	上記以外の方	1,615円	48,450円

※嗜好品は各ご家庭でご用意ください。

④	月額
4.その他の経費	10,000円

※嗜好品購入や、医療費により変動します。

⑤	利用者負担段階	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
ユニット型個室 ①+②+③+④ (利用者負担限度額 利用後)	利用者負担額第1段階	66,853円	72,547円	75,116円	77,548円	79,912円
	利用者負担額第2段階	69,553円	75,247円	77,816円	80,248円	82,612円
	利用者負担額第3段階①	92,053円	97,747円	100,316円	102,748円	105,112円
	利用者負担額第3段階②	113,353円	119,047円	121,616円	124,048円	126,412円
	上記以外の方	165,703円	171,397円	173,966円	176,398円	178,762円

※1ヶ月30日としたおおよその金額です。

《外泊、又は入院時について》

外泊、又は入院時にお部屋を確保している場合、その日の分につきましても居住費をいただきます。減免対象者の方（利用料段階1段階～3段階）は、外泊時費用算定時は通常の負担限度額を、それ以外の期間は、2,800円/日のご負担になります。

《介護保険の給付対象とならないサービスの料金(日常生活に必要なものとして提供する場合にかかる費用)》

● 日用品セット(バスタオル・タオル・個人用ティッシュ・シャンプー・リンス・ボディソープ・歯ブラシ・歯磨き粉・義歯洗浄剤・入浴用綿球を必要な量ご利用いただけます。)	110円/日
● スポンジブラシ(必要な量ご利用いただけます。)	70円/日
● 口腔ケア用ガーゼ(必要な量ご利用いただけます。)	70円/日
● 口腔湿潤ジェル(必要な量ご利用いただけます。)	10円/日
● 居室テレビを使用した場合	50円/日
● レクレーション等にかかる費用	実費
● 希望により提供される特別な食事にかかる費用	実費
● 立替払いの事務手数料及び保険証類の管理	50円/日
● エンゼル化粧(個包装の専用メイクセット)	1,800円
● ネックサポート(プラスチック顎専用固定器具)	2,000円
● 浴衣(高麗を出発するときの衣装が必要な方)	3,500円

上記のほかあなただけが特に必要とするものについては、別途費用負担していただきます。

利用者負担段階

- 【第1段階】 1、世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方。
2、生活保護を受けている方。
- 【第2段階】 1、世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額【遺族年金・障害年金】の合計が年間80万円以下の方。
2、預貯金が、単身650万円以下、夫婦1650万円以下
- 【第3段階①】 1、世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額【遺族年金・障害年金】の合計が年間80万円超120万円以下の方。
2、預貯金が、単身550万円以下、夫婦1550万円以下
- 【第3段階②】 1、世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額【遺族年金・障害年金】の合計が年間120万円超の方。
2、預貯金が、単身500万円以下、夫婦1500万円以下
- 【上記以外】 1、上記に該当しない方(本人が市町村民税課税者でも、世帯の中に市町村民税課税者がいる方も含みます)

社会福祉法人等による負担限度

- 1、世帯の年間収入が150万円以下(世帯員1人ごとに50万円を加算)で市町村民税非課税世帯
 - 2、預貯金等の額が合計350万円以下(世帯員1人ごとに100万円を加算)
 - 3、日常生活に供する資産以外に資産がない
 - 4、親族等に扶養されていない
 - 5、介護保険料を滞納していない
- ※ 1-5の要件をすべて満たす方等のうち、生計が困難な方として市町村長が認めた方。

高額介護サービス費

区 分		負担の上限度(月額)
新設	課税所得 690 万円(年収約 1,160 万円) 以上	140, 100円(世帯)
	課税所得 380 万円(年収約 770 万円)～ 課税所得 690 万円(年収約 1,160 万円) 未満	93, 000円(世帯)
	市町村民税課税～課税所得 380 万円(年収約 770 万円) 未満	44, 400円(世帯)
	世帯の全員が市町村民税非課税	24, 600円(世帯)
	前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が 80 万円以下の方等	24, 600円(世帯) 15, 000円(個人)
	生活保護を受給している方等	15, 000円(世帯)